

令和元年度 宮代町都市計画審議会 会議録

1 日時・場所

令和元年5月27日(月) 14:00～15:50
宮代町役場庁舎 202会議室

2 出席者

委員：1号委員：小川委員、鈴木委員、富田委員
2号委員：伊草委員、金子委員、唐沢委員、山下委員
3号委員：石鍋委員
4号委員：菊地委員、中島委員、芳住委員

挨拶：新井町長

事務局：石塚まちづくり建設課長、室田副課長、高橋主幹、島村主査
高橋主査

傍聴者：なし

3 内容

■ 1 開会 ■

<鈴木会長>

皆様、こんにちは。時間となりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中また、お暑い中宮代町都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今日は都市計画マスタープランの策定ということで、ご説明があることと思います。この町になければならない、また、人が寄ってくるまちづくり、出て行かないまちづくりと、引き寄せるものがあれば、みなさんからどしどしご意見をいただけたらと思います。余談ではございますが、スーパーのライフさんがありました頃は、みなさん元気で、買い物は車や電車で久喜・春日部でも消費が多かったと思います。ライフさんの撤退の噂を聞き、一部の先輩方が、年になったので地元で買い物をしたいと、それでライフさんに三年間延期していただいていたのですが、動ける間は地元ではなく、大型店に行ってしまうという人間の心理があると思います。結果的に一年後に閉店となり大騒ぎしても、一回大手の店舗が出ていってしまうと、次に入ってくる店舗は限られてきます。非常に困っているわけです。商工会の方にも相談がきます。

景気が良い時は、学園台・桃山台・宮代台と大手分譲の中で、東京で活躍された方々が町に来ていましたが、引退してしまって、小規模なスーパーが誘致できないかとお話をいただくこともあります。この町になくってはならない、生涯住んでも悔いのないまちづくりを話し合っていく、総合計画もありますが、審議会の中で、ひとつひとつプランをだしあって優先順位をもって進めていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて進行させていただきます。議事に入る前に、事務局より本日の会議資料について確認願います。

<島村主査>

皆様、こんにちは。私は、当審議会の事務局をしております「まちづくり建設課 都市計

画・都市整備担当の島村」と申します。よろしくお願ひいたします。まず、はじめに、本日の配布資料を確認させていただきます。事前に配布させていただきました次第、資料1 都市計画審議会委員名簿、資料2 都市計画マスタープラン説明資料、参考資料 都市計画審議会についてでございます。本日机に宮代町都市計画マスタープラン概要版の写し、ワークショップのチラシを追加で置かせていただきました。資料等の不足はありますでしょうか。よろしいでしょうか。なお、本審議会については、会議録作成を補助するため、録音させていただいておりますのでご了承ください。よろしくお願ひいたします。

■ 2 あいさつ ■

<鈴木会長>

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。まず、はじめに新井町長よりごあいさつお願ひいたします。

<新井町長>

みなさん、こんにちは、宮代町町長の新井康之でございます。よろしくお願ひいたします。本日の都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご参加をいただき大変ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。また、日頃より町行政の推進に当たりまして、皆様方のご理解・ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、当町における近年の都市計画整備事業を見ますと、道仏土地区画整理事業が、計画人口の二千人に向かって進んでおり、事業も終わりに近づいておりますが、おかげさまで、0～3歳児のお子様を連れてご家族が沢山転入してきましたので、活気溢れる地区となりました。また、東武動物公園駅の東口につきましては、県道の事業認可も下り、ビルの取り壊し等事業が始まっております。西口につきましても、駅前の進入路もほぼ終わっております。後は、東武の着工待ちとなっております。どちらも、宮代町の新しい顔となりますので、大変重要であると考えております。昨年度皆様方にご審議いただきました和戸横町地区でございますが、6月中旬に市街化区域編入となる予定でございます。予定どおり秋から工業団地へ向けて着工される準備が進んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

今回ご説明させていただく内容は、これからのまちづくりに必要な、都市計画の基本方針となります。都市計画マスタープランの見直しに伴うスケジュール等でございます。20年ぶりの改定でございますので、今後、宮代町の人口規模または高齢化など宮代町を取り巻く社会経済情勢に対応しました計画への見直しが必要となります。皆様のご意見を忌憚なくいただきまして見直しを図っていただければと思います。この後担当から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

結びになりますが、今日は大変暑いです。日々の体調管理が難しくなっています。お体を壊さず、ご活躍されますことをご祈念いたしまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

■ 3 委員紹介 ■

<鈴木会長>

ありがとうございます。それでは、事務局より次第3委員紹介についてお願ひします。

<島村主査>

それでは、配布資料1の宮代町都市計画審議会委員名簿をご覧ください。委員の皆様方に

おかれましては、人事異動により、今回、初めて顔合わせをする委員の方もいらっしゃると思われまますので、各委員の皆様より簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは恐縮ですが、名簿の順で小川委員から時計回りにお願いいたします。

—委員自己紹介—（省略）

ありがとうございました。続きまして、当審議会の事務局職員を紹介させていただきます。

—事務局自己紹介—（省略）

ご報告が遅れましたが、1号委員の深井委員、3号委員の長谷部委員、横山委員におかれましては都合により、本日欠席とのご連絡をいただいております。本会議につきましては、宮代町都市計画審議会条例第6条に定める、会議の定足数に達しておりますことをあわせてご報告させていただきます。また、本日の会議につきましては、会議開催について町ホームページでお知らせし、傍聴を希望する方の募集を行いましたところ、傍聴の希望はございませんでした。なお、町長につきましては、他の公務によりこれで退席させていただきますので、ご了承ください。

—町長退席—

<鈴木会長>

それでは、次第4に入る前に、審議会の会議録の作成にあたり、会議録署名人を委員の中から2名指名する必要があります。よろしければ、私の方で指名させていただきたいと思いますがよろしいですか。

—異議なしの声—

「異議なし」のご意見をいただきましたので、指名させていただきます。誠に恐縮ですが、名簿順で、1号委員から富田委員、2号委員から伊草委員に会議録署名人をお願いいたします。

—了解する旨（異議なし）の声—

■ 4 説明 ■

<鈴木会長>

それでは、次第4の説明に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。ご質問などがありましたら、説明の後発言をお願いします。

<高橋主査>

はじめに資料の訂正をお願いいたします。お配りいたしました、資料2一番最後のスケジュールですが、2020年度9月頃、諮問とありますが答申の間違えでございます。訂正をお願いいたします。

それでは説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

現在町では、都市計画マスタープラン策定に着手しているところでありますが、本日は見直しの背景、現行都市計画マスタープランの評価、策定方針（案）、町の現況、策定スケジュール（案）につきまして説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。1 計画見直しの背景。見直しの背景といたしまして3 点ございます。1 点目、計画期間についてですが、現行の都市計画マスタープランは平成13 年に策定しているため、令和2 年をもって、計画期間が終了し、新たな計画へと見直しが必要となったこと。2 点目、社会環境についてですが、人口減少や少子高齢化など、宮代町を取り巻く社会情勢に対応した計画へと見直しが必要となったこと。3 点目、上位計画についてですが、町の最上位計画となる「第5 次宮代町総合計画」をはじめ、県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、上位計画の見直しに即した、各種方針の見直しが必要となった事がございます。以上の事を踏まえまして、宮代町の都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランの見直しを実施することになりました。

2 ページをご覧ください。2 都市計画マスタープランとは、(1) 都市計画マスタープランの位置づけ。都市計画マスタープランとは、都市計画法18 条の2 に基づいて「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として町が定める計画となっております。条文には「市町村は、議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」となっております。この計画は、地域に密着した主な土地利用や都市施設等について、将来の概ねの配置や規模等を示すとともに、都市の将来像を明確にし、個々の都市計画を進めるための指針としての役割を果たします。今後は、本計画で掲げる方針に基づいて土地利用の見直しや、道路等の都市施設の整備などについて、国や県の関係機関と協議のうえ都市計画や事業計画の決定・変更をおこなうこととなります。(2) 都市計画に基づくまちづくりのイメージ、都市計画マスタープランにおける方向性の位置づけですが、地域地区等におきましては計画的な土地利用による良好な住環境の形成を目的としており、都市施設におきましては計画的な道路や公共施設の整備を目的としております。そして、開発事業におきましては市街地の活性化と住環境の整備を目的としております。

3 ページ目をご覧ください。3 現行の都市計画マスタープランの評価、(1) 現行の都市計画マスタープランの将来都市像をこちらに載せております。水面(みなも)に映える文化都市・やさしさにつつまれた快適なまちを目指してという将来都市像がございましてその将来都市像を実現するためのまちづくりの目標としまして、環境にやさしい町、賑わいと活力のあるまち、安心して住み続けられるまち、住民の活動により支えられるまちという4 つの目標を掲げております。(2) 現行の都市計画マスタープランの達成状況になりますが、現行都市計画マスタープランでは、97 件の施策を掲げ、多くの施策・施策事業に着手いたしました。部門別に見ますと、水と緑の方針は、屋敷林や生垣の保全と創出や魅力的な空間の整備などを実施をし、施策達成率は71%と高い結果となりました。部門合計の施策数97 件中、完了(概ね達成)につきましては21 件の22%、一部完了につきましては65 件の67%、未完了・未着手につきましては11 件の11%という結果になっております。

4 ページ目をご覧ください。現行計画で掲げた将来人口の目標43,000 人は達成することはできませんでした。2019 年4 月1 日時点において33,971 人と約9,000 人少ない結果となっております。現行計画で掲げた主な実績になりますが、道仏地区における組合施行の土地区画整理事業、東武動物公園駅西口周辺地区の整備、新しい村、宮代町総合運動公園(ぐるる宮代)、金原運動公園(はらっパーク宮代)、公設宮代福祉医療センター六花の施設の充実、西原自然の森における屋敷林などの美しい景観の適正な維持管理、町内循環バスの利用促進としてルートの見直し、時刻表改正、遊休農地等を活用した農業体験、自主防災組織の組織率100%の達成、空き店舗活用補助金制度の実施が主な実績でございます。(3) 都市計画マスタープラン見直しにあたっての主な課題等、土地

利用構想の位置づけ。「土地利用検討ゾーン」(須賀沼端・宿・下堤外・島地区、左沼地区)、「新住宅地ゾーン」(和戸駅西側周辺地区、姫宮駅西口地区)、都市計画道路の整備(近隣市町を結ぶ広域道路ネットワークの形成)、空き家対策、市街化区域の検討、商店街のありかた、専門系教育機関との連携による 技術産業・都市型産業の育成等公共施設の老朽化、既存住宅における質(不燃・耐震化)の向上、安心安全なまちづくりへの対応が主な課題となっております。

5 ページ目をご覧ください。4 都市計画マスタープランの策定方針(案)、(1) 都市計画マスタープランの計画構成でございますが、宮代町の将来像を示し、将来都市像を定め、その実現に向け目標を示し、あるべきまちの将来都市構造を描いていきます。まちづくりの構想につきましては、現行計画で位置づけをしております。土地利用、住宅、道路交通、水と緑、防災、福祉、景観の7部門を基本に検討を進めていきたいと思っております。(2) 策定体制でございますが、庁内検討体制といたしまして自治体経営会議、関係各課担当者で構成し、住民意見の反映を図りつつ、この都市計画審議会の意見・提案を得まして、都市計画審議会と町長において諮問・答申を行い最後に議会へ報告し意見など頂ければと思っております。

6 ページ目をご覧ください。(3) 目標年次・計画期間、目標年次・計画期間でございますが、令和3年から令和22年までとし、概ね20年後の将来を見据えた計画といたします。ただし、社会情勢の変化などに対応して、必要に応じて見直しを行います。続きまして、5 宮代町の現況策定にあたっての主な視点でございますが、(1) 宮代町における将来人口の推計、2015年では約33,000人の人口は2060年には約23,000人と将来的な人口は減少傾向と推計しており、人口減少を見据えた市街地の最適化が必要ではないかと思われまます。

7 ページ目をご覧ください。(2) 宮代町の転入出の状況。グラフの通り、20代から30代に転入出が集中しており、若い世代が住みたい・住み続けたいと思えるような、まちの魅力づくりが必要ではないかと思われまます。(3) 埼玉県内における老年人口(65歳以上)割合の分布状況。平成29年時点になりますが、東部地区において宮代町と幸手市のみ30%を超えており、コミュニティの維持や移動手段の確保等に資する施策の検討が求められております。

8 ページ目をご覧ください。(4) 宮代町における耕作放棄地面積の推移。農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が年々増加しております。平成7年には12ヘクタールでしたが、平成27年には114ヘクタールと約9倍に増えており、宮代町の特色でもある「農のあるまちづくり」を継承していくため、農地の保全・管理・活用に資する施策の検討が求められております。(5) 埼玉県内における1Km²当たり年間商品販売額(卸売・小売)の分布状況。宮代町での消費活動が周辺都市と比較して少ない＝町内商業機能が不足しているということになりますので、東武動物公園駅前や幹線道路沿道等における都市機能の充実や周辺都市との連携促進に資する施策の検討が求められます。

9 ページ目をご覧ください。(6) 宮代町における鉄道駅の乗降客数(1日平均)の推移。東武動物公園駅は微増傾向ですが、姫宮駅・和戸駅は停滞しております。各駅とも利用者増に向けた周辺居住環境の質的向上や近隣とのネットワークの確保等に資する施策の検討が求められております。最後に(7) 宮代町における主な地域資源。図のように、宮代町でたくさん地域資源がありますので、観光・交流施設から大学まで、多様な地域資源を有する強みを生かし、それぞれの施設との連携や町内の回遊性向上など、更なる活用に資する施策の検討が求められております。以上のような視点で今後検討を進めて参りたいと思っております。

10 ページ目をご覧ください。6 策定スケジュール(案)になりますが、2019年度4

月から基礎調査として現況、上位関連計画等の整理を行っております。本日の第1回宮代町都市計画審議会を開催させていただいており、6月15・22日ワークショップの開催9月頃、住民意向の把握、こちらは総合計画アンケート結果を基に検討をいたします。それからワークショップの開催、11月からまちづくり構想の検討を行い、3月頃にまちづくり構想の素案を第2回宮代町都市計画審議会において諮問を予定しております。2020年度でございますが、4月からパブリックコメントの実施、5月頃に実現化方策の検討、フォーラムの開催、9月頃に最終案を第3回宮代町都市計画審議会において審議していただき、答申を予定しております。10月から計画書・概要版作成、1月から印刷・製本を予定しており、議会には適宜報告させていただきます。なお、住民意見聴取（ワークショップ、パブリックコメント、フォーラム）は、総合計画と連携して行わせていただきます。以上のスケジュール（案）で進めて参りたいと思います。説明は以上になります。

<鈴木会長>

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問やご意見などがありましたら発言をお願いします。なお、発言にあたりましては、挙手をお願いします。

<中島委員>

1ページの上位計画のところに、第5次宮代町総合計画の他に、もう一つの上位計画があると思います。総合戦略です。これが抜けているのではないのでしょうか。お互いに観点が違うと思います。町は今両方でやっていると思いますので、ここに書くのであれば、総合戦略と総合計画を両方書くべきだと思います。従来はなかったのに書かなくても結構ですが、これから新しく見直すのであれば、こちらも検討にいれるべきだと思います。総合戦略が5年計画、総合計画が10年計画、前半と後半で5年計画の見直しだと思います。上位の計画が5年計画なのに、どうして都市計画は20年先の計画をたてるのか腑に落ちません。総合計画が変われば変わらなければならないと思いますので、従来であれば20年であったとしても、今の時代20年先ではなくて、地に着いた議論をする以上は、5年くらいを目処に都市計画もたてるべきだと思います。ただ、将来的な大きな枠組みであれば、20年30年先でも良いと思います。マスタープランを作るのであれば、総合計画と同じように、5年くらいを目処に計画をつくるべきだと思います。それが一つです。

次に3ページですが、(1)に4つの項目が書いてありますが、4つの項目と(2)の7つの項目があります。最終的に7つの項目に対してマスタープランを作成したいと思います。それらの因果関係がはっきり分かりません。詳しく言いますと「環境にやさしいまち」が7つの項目のどこに入っているのか見えません。

次に4ページですけれど、個々の項目が97あると話をされましたが、画面では見えていますが、何があるのか97項目が分かりません。将来人口の目標を都市計画において、どう設定しているのか。何を行って将来人口を目標値まであげるのか見えません。ただ単に数字をあげているしか見えません。3ページ(2)97件中、18年間かけて何件終わったのか、97件の目標に対して実際終わったのは21件しか終わってない。それ以外の76件をあと2年間で全て終わることが出来るのでしょうか。目標を立てるのであれば、100パーセントに近づけることが必要です。21件達成したことは結構ですが、どうして76件は完了しないのか分析しなければなりません。分析をして、こういう問題点があったから達成することが出来なかった。今後たてる目標に対して、こういう問題があって達成することが出来なかった。目標を達成するように施策をたてるようにしないと、ただ数字をあげているとしか思えません。数字の書き方も目標をたてるのであれば、KPIを利用して、実際に何パーセント終わるのかという計画をたてないと絵に描いた餅にしかありません。他にもありますが、

とりあえず以上です。

<鈴木会長>

質問に対して事務局お願いします。後でまとめて答えることにしますか。

<高橋主査>

お願いします。

<鈴木会長>

後ほどお願いします。

<菊地委員>

宮代では総合計画を策定しようとしています。4月に公募もしています。月1回くらいやるものだと聞いています。

<高橋主査>

はい。そのように聞いております。

<菊地委員>

総合計画は、都市計画の上位計画になると思います。10年でしたか。

<高橋主査>

はい。10年です。

<菊地委員>

都市計画マスタープランも10年ですか。

<高橋主査>

こちらは20年です。

<菊地委員>

県の上位計画の整開保も確認するのでしょうか。整開保は何年でしょうか。

<高橋主査>

はい。5年になります。

<菊地委員>

町の総合計画とも調整するし、県の整開保とも調整するのでしょうか。

<高橋主査>

そうです。

<菊地委員>

総合計画は月1回で、都市計画審議会は年2回でいいのでしょうか。受身になるのではないのでしょうか。都市計画審議会は3月頃に開催で大丈夫なのではないのでしょうか。97項目あって、21項目達成したということですが、97項目が画面だけでは見えなかったので配布してほしいと思います。原因についても評価にあたっては、次を考える上でも一番大事なことだと思います。担当の方々はチェックしているとは思いますが、出来ないことは出来ということは分かります。春日部久喜線や御成街道は宮代町にとって重要な路線です。出来ないことは原因をある程度見通しをつけないと、次を本気で考えるとすれば、事業をどうやって進めるか考えていかなければならないと思います。4ページの課題が出来なかった原因かもしれませんが、大切なことだと思います。都市計画審議会も増やして中間報告などあった方がいいような気がします。

それから将来人口のフレームについてですが、人口については何か計画があるのでしょうか。4万3千人にどうして出来なかったのか、宮代町だけでは、考えるのは難しいかもしれませんが、デフレ状態が長く続き、日本経済全体からもきているので、色々反省はあるのかもしれませんが、都市計画自体も宮代町は、34条12号関係も宮代町はやっていないです

し、そういう点では町としては消極的なところはあるのかなと思います。そういう点についても積極的にやらないと改革にはならないと思います。反省することもあると思います。良好な市街地の形成も必要になると思います。学校配置の関係も話題となっています。審議会もあると思います。市街化区域の面積や工業団地も宮代町では少ないと思います。幸手や杉戸と比較しても足りないです。反省というか積極的にやっていかなければならないと思います。

<鈴木会長>

質問にあたっては、次の審議会で答えるのでしょうか。

10年20年以上先のマスタープランで小さな町の人口をどうやって増やしていくのか、考えなければならない。少子高齢化の時代、事業所も少なくなってきました。商工会としても頑張っていかなければならないと思います。

<中島委員>

6ページの5番。先ほど言った総合戦略の人口ビジョンです。人口ビジョンをみるとどんどん下がってきています。何年か前の人口ビジョンですので変わっていると思いますが。4ページの右に2019年33,971人と書かれています。人口ビジョンと逆行しています。実際は増えています。増えていることに対して分析すべきです。直近がずれている。8ページの(5)現状の分析となっておりますが、卸売・小売と書かれてありますが、これからは製造業と物流業でみると前回の審議会で言っています。何で逆行しているものを出のでしょうか。マスタープランのやり方だと思いますが民間でも官庁でもICTです。ICTを利用してどうするか踏み込んでいく必要があります。97項目に入れるのか、マスタープランに入れるのかお任せしますが、先ほど言ったKPIも両方行えば、よりよいマスタープランになっていくと思います。先ほどの人口ビジョンについて回答はございますか。

<高橋主査>

人口ビジョンについては、2015年につくったものをのせさせていただきます。

<中島委員>

過去の数字はいいのです。現実には逆行しているのは何故なのかを分析をして欲しいのです。達成出来なかったのであれば、原因を突き止めてほしいのです。それでなければビジョンは作れないと思います。

<鈴木会長>

ここで5分間の休憩をとります。15時5分までとなります。

—休憩—

<島村主査>

97項目の一覧表を配布させていただきます。

—資料配布—

<石塚課長>

暫定で97項目の一覧表を配布します。達成状況を反映させたものを、改めてA3版カラーで配布させていただきます。

<鈴木会長>

それでは、始めさせていただきます。事務局お願いいたします

<石塚課長>

不手際がございまして大変申し訳ございませんでした。中島委員からご質問をいただきました項目につきまして、順次答えさせていただきます。

町の上位計画は、総合計画が最上位計画、それと並行いたしまして、まちひとしごと総合戦略も最近出しております。総合計画と総合戦略については基本的に並行の位置付け、両方が上位計画とお考えいただけたらと思います。

2ページ目をご覧ください。2（1）都市計画マスタープランは、都市計画法に定められた法定の計画でございまして、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、これが町の総合計画でございます。また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものとしなさいということでございます。県の計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のおおもとにまちづくり埼玉プランというものがございます。その下に各都市計画区域の整備開発保全の方針がございます。宮代町は幸手都市計画区域でございますので、幸手・杉戸・宮代で都市計画のエリアが定められております。ここで、都市計画マスタープランについては、土地利用や都市施設等について、将来の概ねの配置や規模等を示すとともに、都市の将来像を明確にし、個々の都市計画を進めるための指針として定めるものです。前後いたしますが、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするものでございます。個々の具体的な実施計画や一年ごとの事業計画を総合計画では基本的には3段階でやることが多いと思います。まずは10年計画で基本構想を定めて、前期・後期計画をその下で定めて、一年ごと毎年ローリングする事業計画を定めているところでございます。それが多分スタンダードだと思います。宮代町では2段階として総合計画は出来ております。ここで、上位計画との整合というのは当然法定で定められておりますので、過去は総合計画についても地方自治法の中で議会の議決を経て必ずつくりなさいということでしたが自治法が改正されまして、総合計画は、あくまでも任意であり議会の議決は法定ではございません。ただし、都市計画法において、当時地方自治法は改正となりましたが、都市計画法18条の2については改正にならず、結果として、都市計画マスタープランについては議会の議決を経て定められた町の総合計画に即しなさいということが残っておりますので、ほとんどの市町村においては、総合計画においても議会の議決を経て準備をしている状況でございます。

また、上位計画の総合計画については、従来10年で作っております。なぜ、その下にぶら下がる都市計画マスタープランは20年なのかでございますが、庁内の会議でも色々議論したところでございます。確かに、上位計画よりもそれに即するものが長いと、色々な点で不具合が生じてまいります。それは、ごもっともでございます。ただし、色々な議論を踏まえた中で、都市計画については、やはり5年10年で完結できる事業を見出すことは出来ない。都市計画は50年100年の計といわれておりますので、それを5年10年で切ってお示しするとなれば、そもそも都市計画マスタープランという意味合いとは別で、都市の将来を見据えた形の計画ではなくて、財政シミュレーションや人口フレームなどを考慮して、実施計画レベルでつくっていくという議論もあるかとも思いますが、実施計画レベルでつくるものではなく、都市計画法の中では、基本的な方針、方向性を示すということでございますので、庁内の会議でも従来の20年計画ということで決着をしております。ただし、当然20年の中では社会情勢の変化はございます。結果、資料の6に、20年を見据えた計画といたしますが、社会情勢を踏まえて見直しを行いますということですので、基本的には総合計画の見直しに併せて、ローリング作業はしていく必要があるという認識でございます。

また、3ページに戻りますが、まちづくりの目標や方針についてご質問いただいておりますが、今回の会議はまず、都市計画マスタープランを今年度から作り始めますということで、皆様に最初のご説明をする会議でございますが、今回の資料とは別に、過去の分析等は並行して進めておりますが、今回は導入部分の会議とご理解していただきたいと思っております。次回の会議までには、ご審議いただくための基礎的な資料を含めて整理をしていく予定でございます。今回のまちづくりの目標と方針について分かりにくいとのご意見をいただきましたが、現行のマスタープランの内容をそのまま打ち出し、これから検討するにあたっては、この内容を踏まえて、まずは基礎的なデータを整理しながら、これをたたき台としてまとめていきますという主旨でのご説明をさせていただいておりますので、これで決まったものではございません。

また、人口フレームにつきましても、細かに見ていけば千人程度増減があるとはございますが、2017年に作成した宮代町人口ビジョンに基づいて人口シュミレーションを入れさせていただいたもので、これとの整合性をとっていくのかという事でございますが、冒頭で申しましたとおり、基本的な方針を示したものでございます。こと細かな整合性をとるという内容の計画ではないということをご理解いただければと思います。

次に確かに21件しか終わっていない、もしくは、終わっているといひましても概ね達成というものもございまして、便宜上三段階にさせていただいております。現行のマスタープランの内容をみていただけるとわかると思いますが、完成させる、作り上げるというのではなく、整備を促進する、賑わいを創出する等の文言が入っておりますので、何をもって達成なのか、現行の計画からすると達成率を示すのが難しいと思っております。議会でも同じようなご質問もいただいておりますが、道仏土地区画整理事業をとってみましても、一般の方々からみるとほとんどが終わっていると感じるかもしれませんが、組合の清算業務等まだ終わっていない部分もございまして、その表現が難しいという事でございます。今回の97項目につきましては、どの項目が完了しているのか等カラーで郵送させていただきますのでご確認ください。

製造業や物流についての数字、ICTの利用促進につきましても時代の流れの中で当然と思っておりますので、ご意見として頂戴いたしまして、次回の審議会にて示すことが出来る資料を作成させていただきたいと思っております。

また、菊地委員のご質問でございますが、県との総合性を図るという事が原則でございます。まちづくり埼玉プランがあって、その下に幸手都市計画区域の整備開発保全の方針がございまして、まちづくり埼玉プランは30年3月に10年間の計画で策定したものでございます。県の都市計画マスタープランとしての位置付けは、まちづくり埼玉プランとなりますので、それとの整合性を図ることは当然のことだと考えております。

総合計画審議会と違って回数が少ないとのご指摘がございましたが、やり方の問題もありますが、総合計画審議会は、市民参加をベースに一からつみあげていくことを考えておりますが、都市計画審議会につきましては、事務局がまとめたもの、基礎的な数字も含めまして皆様にご提示して、その提示が諮問でございます。諮問を受けて委員の皆様のご意見を踏まえた形で必要な修正をし、答申をしていただく事を原則としておりますので、中間報告的な内容につきましては、資料10ページにスケジュールの記載がございまして、来年の3月の第2回都市計画審議会にて、ご意見を踏まえた形で、基礎資料を整理いたしまして、まちづくり構想の素案として提示させていただく予定でございます。その時に必要なご意見等をいただければ修正いたしますが、来年の4月以降に、一般市民の方々に対してパブリックコメントを行ってまいりたいと考えております。その上でフォーラム等も開催させていただきますが、答

申をした内容、答申時のご意見等を踏まえた形のものをパブリックコメントで出してパブリックコメントとしていただいたものを皆様にお示しする中で最終的なマスタープランとして取りまとめさせていただき、来年の秋ごろには答申としていただきたいと思いますと考えております。

議会の皆様方におかれましては、今回は4名の方に委員としてご参加いただいておりますが、議会の全員協議会の中でも出来る限り、細かく進捗状況は報告させていただきます。あくまで審議会の委員としての立場と町の議会議員としての立場は違うということをご理解していただければと思います。

34条12号の条例のお話もございましたが、宮代町では埼玉県が許認可を行っておりますが、令和3年から開発行為の許可権限移譲を受けますので、それまでは県条例に基づいて行っております。12号につきましては、いわゆる農家分家の方々等親族要件等ございますが、親族要件のない34条11号につきましては、拡大をすれば流入人口が増える可能性がございます。宮代町の11号は約3haしかございません。近隣では11号と12号がほとんど同じエリアというところもございます。どんな方でも市街化調整区域に家を建てやすいということがございますが、埼玉県の方針として11号のエリアは、なるべく絞っていくという見直しがされております。そのようなこともありますので将来的な人口が明確に増えるということがなければ、11号・12号についての縮小はあったとしても拡大は難しいものと思われまます。特に市街化調整区域から市街化への編入につきましては、区域区分の変更を伴いますので、埼玉県の権限となります。まちづくり埼玉プランでは、このエリアで住居系の拡大は認めるけれど、このエリアでは認めないと明確に記載されておりますので、県の方針に基づいた施策の推進が必要となってまいります。そういうこともありまして、和戸駅西側のエリアが住居系での開発が出来ずに見送ってしまっている状況もございます。このエリアは圏央道エリアになりますので、商業流通系の施設整備については市街化の編入は認められておりましたので、和戸横町地区につきましては、6月には市街化区域への編入が最終的に認められて、工事着手していくという状況になってございます。

また、議会への議決ですが、都市計画マスタープランにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、企画財政課が行っております総合計画を議会で議決をいただきますので、議会の議決を経た計画に沿ってつくる必要がございます。都市計画法の中では、議会の議決案件とはなっておりません。ただ議案の上程はいたしません、報告は適宜行わせていただきます。

ご回答がもれている部分はあるかもしれませんが事務局としての回答ということでもよろしく願いいたします。以上でございます。

<菊地委員>

開発の権限移譲を受けることは決まっているのですか。

<石塚課長>

はい

<菊地委員>

許可については積極的にやっていただければと思います。市街化調整区域の単価の安いところに、しかも町の駅に近いところに300㎡の良好な宅地造成を行うことで人が増えていくと思います。問題は多いかもしれませんが。

都市計画審議会の回数ですが、横町の関係も動くだろうし、9月10月に中間報告していただきたいと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

施策の評価については、抽象的な表現なので難しいとは思いますが、20年間で完了が21件というものもあるし、途中なものもあると思いますが、情報についても詳しく分かりやす

い資料をいただければと思います。ショッキングな情報だと思います。評価については公開はしているのでしょうか。

<高橋主査>

していません。

<菊地委員>

原因分析をすることが、将来どうしていくの必要だと思います。宮代町は、有効な資源を持っていると思いますので、色々な面で展望がみえてくると思います。学校の配置などにも生きてくるのではないかと思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

<鈴木会長>

ありがとうございます。事務局からもお話がありましたとおり、次回の審議会で具体化されたものをお示しいただければと思います。他に質問等ございますか。

<芳住委員>

流れの中でお話ししなければなりませんでしたが、一言申し上げます。

3ページの水面に生える文化都市と書かれてありますが、そのためには、文化学術の都市であるということがあるべきだと思います。そうしますと、4ページに商店の問題等書いてありますが、後半に教育機関との連携をとると書かれてあります。まさに文化学術都市そのものであります。幸いなことに日本工業大学という大学があつて、それによって宮代町にとってどれほどの利益を受けているのか全く書かれていません。定住人口に必ずしも学生が反映していないかもしれませんが、日本工業大学の存在がもう少し具体的な話として書かれるべきです。併せて教育機関として、県立高校や養護学校が宮代町にあるということも、大きなマスタープランに掲げる水面に生える文化都市という文化が富実な都市であることをもう少し書くべきだと思います。9ページに日本工業大学が書いてありますが、県立学校や養護学校について言及がない。現況によってもたらされている利益をもっと書き込むべきであり、将来も維持されると明示すべきです。郷土資料館についても県内全市町にあるのではないので、合理化によって統合等されるのではなく、地域にとって有益な施設であり、学術的施設としっかり書いて欲しいと思います。

環境にやさしいと書いてありますが、自然環境と調和する開発、最近では、持続可能な開発という大きなテーマの中で開発をしながら環境を維持し地域の経済的な発展のためということがある意味世界のキーワードとなっています。転入する若い人たちが、教育環境がどのくらい維持され、これから保障されているのかを明示し、利点があるということを書いて欲しいです。

人口予測について議論がありますが、人口予測ほど、ぴったり合うものはありません。実績といたしましても不思議なことでもありますが、人口が減少していく中で、人口が増えていくのは宮代町はとても難しいと思いますが、現状の豊かさがあると思いますので、そういう利点を更に発展させていく、マイナスのことばかり考えるのではなくて、プラスのことをマスタープランに反映させていただきたいと思います。

<鈴木委員>

ありがとうございます。

<中島委員>

質問に対して回答をいただきましたが、都市計画は、50年100年先ということは分かります。宮代町は潜在能力があるということだけでは、夢ばかり追ってしまいます。宮代町は消滅する町といわれています。危機感が重要です。現実的に見ていかなければなりません。本当に有効な資源があるならば、なぜ発展しなかったのか。問題があったから発展しなかつ

たのではないのでしょうか。東京のベッドタウンとして、埼玉県の人口は増えています。ですが、宮代町は減少しています。何か理由があるのだと思います。有効な資源を生かしきれていないのでしょうか。

もっと具体的に項目をたてるべきだと思います。5年間でなにが出来るのか、そういう見方も必要です。例えば、商工会や農家の方々みなさん頑張っています。町をどうにかしたいのです。一生懸命頑張っている人が報われる方向にして欲しいと思います。先を見過ぎないで5年10年先を見るべきです。町をこういう方向でもっていきたいという観点をもってビジョンを持ったつくりの方がいいと思います。

<菊地委員>

経済状況が上向きの時に工業団地がつくられると思います。条件をあらかじめ考えておけば、可能性が出来、上手くいくこともあると思います。幸手も出来たし和戸横町も上手くいっています。色々な可能性を考えて準備を水面下でもやっておけば、経済状況が上向きな時に企業進出がされて、雇用がうまれ町の所得が上がる。重要なマスタープランの可能性を考えておけば発展していくと思います。県道関係を県と協力をして実現させていくのが大事だと思います。よろしく願いいたします。

<石塚課長>

よろしいでしょうか。皆様のご意見を踏まえまして、次回のご審議いただく機会を設けたいと思いますが、菊地委員のご提案ですと秋ぐちなのですが、事務局のスケジュールといたしましては、秋ぐちにアンケートを行いと思っております。アンケートの結果がまとまりませんと十分な報告が出来ませんので、開催するとすれば、まちづくりの骨格が固まった年末ぐらいに中間報告的なものをやらせていただく事になるかと思えます。3月に予定している審議会を、4、5月に移行させていただくこともあるかと思えます。中間報告的なものを審議会としてやった方がいいのか、あるいは事務局がある程度まとめた全体像が見えたものをしっかりと審議した方がいいのか、申し訳ありませんが、決めていただきたいと思います。

<鈴木会長>

全体がまとまった後の方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

<菊地委員>

大丈夫でしょうか。意見が反映された形で出来上がればと思います。

<鈴木会長>

事務局がまとめたものを審議するという事でよろしいでしょうか。

—了承の声—

<中島委員>

アンケートに書かれたものもマスタープランに盛り込むのでしょうか。

<石塚課長>

まず、アンケートにつきましては、総合計画の検討の中で6月上旬に3千人の方を対象に行います。それは、10年前に総合計画を作るときに行ったアンケートで、10年前と今を比べてどうですかということがほとんどです。プラスアルファとして、新しい視点の質問がございます。総合計画の方では、もう千人選びまして、最近宮代町に引越しをされた方を対象にアンケートを予定しております。総計4千人となります。その結果がでるのが夏過ぎになります。当初は同時期に進めていく方向で調整しておりましたが、総合計画の方である程度の内容を聞いてしまいますので、総合計画のアンケートを踏まえた形で、再度必要であれ

ば行うということで、もれた項目についてもより細かく聞いていくという主旨でございますので、アンケートにつきましては、何を聞くかということを含めて白紙でございます。

また、芳住委員からいただいた、水面に生える文化都市ということですが、20年前の計画の将来都市像でございますので、総合計画の将来都市像はこのフレーズではございません。次期都市計画マスタープランにつきましても総合計画の新しい将来都市像が反映されていくものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<菊地委員>

総合計画と都市計画審議会の意見が食い違うことはあるのでしょうか。

<石塚課長>

最終的には調整させていただきますので、大きく食い違うことはないように事務局として調整させていただきます。

<鈴木会長>

ご質問などは、よろしいでしょうか。以上で本日の会議を終了いたします。皆さまのご協力により審議をスムーズに進めることができました。ありがとうございました。

事務局お願いします。

■ 5 その他 ■

<島村主査>

ありがとうございました。最後に、次第5のその他として、事務連絡をさせていただきます。会議録につきましては、会長から指名のありました富田委員と伊草委員に内容を確認いただいた後に、委員の皆様へ郵送させていただきます。それでは、本日の会議は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。